

令和4年第4回定例会 営業戦略農林水産委員会資料

諸般の報告 及び 付託議案の概要

1. 諸般の報告	(頁)
(1) 県内養鶏場で発生した高病原性鳥インフルエンザへの対応状況	2
(2) 飼料価格高騰緊急対策について	3
(3) 肥料価格高騰対策について	5
(4) 事業継続臨時応援金について	8
(5) 那珂湊漁港におけるマサバ ICT 養殖実証の開始について	10
(6) 第2回「いばらき米の極み頂上コンテスト」の開催	11
(7) グリーンフェスティバル2022の開催	12
2. 付託議案の概要 (主要な補正予算事業)	
(1) 土地改良区省エネルギー化促進事業	13
(2) 指定管理者の指定について (那珂湊漁港駐車場・那珂湊漁港水門)	15

諸般の報告

(1) 県内養鶏場で発生した高病原性鳥インフルエンザへの対応状況

○ 農場概要

発生日：令和4年11月4日

農場所在地：かすみがうら市

飼養羽数：採卵鶏 約104万羽

- 100万羽を超える大規模養鶏場での発生を受け、速やかに殺処分を完了させるため、自衛隊に派遣要請。
- また、県職員の緊急動員に加えて、関係する市町村、消防団、農林水産関係団体や建設業協会、産業資源循環協会等の協定締結団体にも動員要請。
- 発生農場に対しては、殺処分した鶏の評価額分の手当金が国から交付されるとともに、経営再開資金等の融資が活用可能。
- 県内全ての養鶏場(141農場)に対し、厳重に警戒するよう周知し、鶏舎の防鳥ネット等の点検、消毒の徹底や鶏舎毎の長靴の設置などの飼養衛生管理基準の遵守を指導。

(2) 飼料価格高騰緊急対策について

- 令和4年4～6月期の配合飼料価格は、概ね88,600円／tであり、前年の同時期と比較して約12,000円（約16%）増加。
- 国では、配合飼料価格の高止まりによる生産者の実負担額を抑制するため、既存の配合飼料価格安定制度に加え、本年9月、配合飼料に対する補填金（6,750円/t）や、乳用牛（経産）1頭当たり1万円を交付する支援策を講じたところ。
- 県では、9月補正で創設した「飼料価格高騰緊急対策事業」により、配合飼料価格安定制度の農家積立金の増加分（200円/t）を補助するとともに、輸入飼料から国産飼料への転換を図るため、食品残渣等の飼料化や国産飼料の生産拡大に向けた取組を支援する。

< 参考資料 >

○ 配合飼料価格と農家負担状況

(単位:円/t)

	R2 10-12月 (価格高騰前)	R3 4-6月	R4 4-6月	差額分※ (前年比較)
配合飼料価格(A)	67,000	76,600	88,600	12,000
配合飼料価格安定制度 補填金(B)	-	9,900	9,800	▲100
農家負担額(C)	67,000	66,700	78,800	12,100
農家の積立金 (配合飼料価格安定制度)	400	400	600	200
うち県の支援額 (9月補正事業)	-	-	200	▲200

※ R4年4-6月期とR3年4-6月期の比較

○ 国の「飼料価格高騰緊急対策事業」について

< 飼料価格高騰緊急対策事業(国) >

- 1 配合飼料価格高騰緊急特別対策 【補填単価:配合飼料6,750円/トン】
 - ・配合飼料価格安定制度による補填金とは別に、令和4年度第3四半期に、生産コスト削減等に取り組む生産者に対して補填金を交付し、実質的な飼料コストを第2四半期と同程度の水準とする。
- 2 国産粗飼料利用拡大緊急酪農対策 【補填単価:都府県10,000円/頭】
 - ・生産コストの削減や国産粗飼料の利用拡大に取り組む酪農経営に対し、補填金を交付。

○ 本県の「飼料価格高騰対策事業」について

< 飼料価格高騰緊急対策事業(326百万円) > 【R4.9月補正】

配合飼料価格安定制度の生産者積立金の増額分を補助するとともに、輸入飼料から国産飼料への転換を図るため、食品残渣等の飼料化や国産飼料の生産拡大を支援。

- 1 配合飼料価格高騰激変緩和事業(190百万円)
 - ・配合飼料価格安定制度生産者積立金の増額分を補助(200円/t)
- 2 飼料国内自給化緊急対策事業(136百万円)
 - ・食品残渣の飼料化、飼料の生産拡大に係る機械の導入に対する補助
 - ・食品残渣を活用した飼料化の検討に要する経費への補助
 - ・飼料を生産する農家等の耕作面積拡大の取組に対する補助

(3) 肥料価格高騰対策について

- 国では、今年7月末に肥料価格の高騰による農業経営への影響緩和策として、化学肥料の2割低減の取組を行う農業者に対して、肥料コスト上昇分の7割を補填する「肥料価格高騰対策事業」を措置。
- 県では、多くの農業者が本事業を活用できるよう、パンフレットやポスターを作成し周知するとともに、申請窓口となる肥料販売店等を対象とした事業説明会を実施。
- さらに、申請書の作成になれていない農業者においても、本事業を活用できるよう、農林事務所に相談窓口を設置し、申請書の作成を支援。
- 本事業では来年5月までに使用する肥料が支援の対象となることから、引き続き事業の周知と申請書の作成支援を行っていく。
- 加えて、県では、6月及び9月補正で創設した支援策を推進することにより、有機農業や資源循環型農業など、肥料価格高騰の影響を受けにくい強い農業への構造転換を進めていく。

<参考>

○ 国の肥料価格高騰対策事業（周知用ポスター）

肥料価格高騰対策事業のお知らせ

農業経営への影響緩和のため、
化学肥料の低減に取り組む農家の
肥料費を支援します。

支援対象となる肥料
令和4年6～10月に注文・購入し、令和4年秋肥として使用する肥料
令和4年11月～令和5年5月に注文・購入※し、令和5年春肥として使用する肥料
※春肥の申請〆切は2月中の予定です。それまでに注文・購入をしてください

支援の内容
化学肥料の2割低減の取組を行う農業者に対して、
肥料コスト上昇分の7割を国が支援します。

支援対象者の要件
農産物を販売し※、化学肥料使用量の2割低減に取り組む農業者
※販売開始前の新規就農者の方は、認定新規就農者であることが要件です

申請先
肥料を購入したJAや肥料販売店などにお申し込みください

申請に必要な書類

- ① 注文時期、購入数量、購入価格が明記されている肥料の**注文書**
☞ 予約せず店頭で購入した肥料は注文書がなくても申請可です
- ② ①の**領収書**または**請求書**
- ③ 化学肥料低減の取組を2つ以上記入した「**化学肥料低減計画書**」
その他、要件を確認する「**誓約・同意書**」、支援金の受取口座の**振替依頼書**など

～茨城県農業再生協議会～

<参考>

○ 本県の肥料価格高騰対策事業について

<いばらきオーガニック生産拡大加速化事業（100 百万円）> 【R4.6月補正】

コロナ禍や肥料価格高騰等の状況下においても、本県農業の競争力を高めていくため、従来型の農業から化学肥料・化学農薬を使用しない有機農業への転換を推進。

- 1 機械・資材の導入等の支援（85 百万円）
- 2 有機 JAS 認証取得に向けた支援（6 百万円）
- 3 プロモーション等の実施（9 百万円）

<資源循環型農業構造転換緊急対策事業（169 百万円）> 【R4.9月補正】

堆肥等の産業副産物を活用して化学肥料の使用量を低減する資源循環型農業に取り組む認定農業者等に対し、散布に要する機材や施設の整備、散布費用等を支援する。

- 1 堆肥散布機やペレット成形機、ストックヤード等の導入支援（62 百万円）
- 2 堆肥施用等に係る経費、成分分析費用支援（107 百万円）

(4) 事業継続臨時応援金について

(産業戦略部 中小企業課の提案事業)

- 新型コロナによる需要減少の影響が回復途上にあるなか、円安等による光熱水費や原材料費の高騰などが、事業者の経営環境に大きな影響を与えている。
- そのため、コロナ禍からの回復の遅れや価格転嫁が進まないこと等により、経営環境が特に悪化している事業者（中小企業・農林水産業者等）を応援するため、売上が前年比で2割以上減少している事業者を対象に、一律10万円の臨時応援金を支給する新たな事業を創設。
- 事業対象となる農林水産業者が本事業を活用できるよう、関係団体を通じ、事業の周知を図っていく。



事業継続臨時応援金（新規）

【R4.11月補正予算額 1,780百万円】

産業戦略部中小企業課経営支援室（029-301-3550）
農林水産部農業政策課戦略推進G（029-301-3828）

コロナ禍からの回復が遅れ、価格転嫁も進まないこと等により、売上高（事業収入）が減少し、経営環境が特に悪化している事業者（中小企業・農林水産業者等）を応援するため、臨時応援金を支給します。

<p>支給対象</p>	<p>県内事業者（業種・法人形態を問わない。外形要件を満たす。）</p> <p>（外形要件）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○申請時点において茨城県内に主たる事業所を有し、かつ、令和3年において所得税又は法人税の納税地を本県内としていること ※非課税団体は、県内に主たる事業所を有していること ○確定申告等で売上高（事業収入）の金額が確認できること ○農業者（畜産を含む）は、法人・認定農業者等を対象 等
<p>支給要件</p>	<ul style="list-style-type: none"> （1）令和4年1～10月（又は1～11月、1～12月）の売上高（事業収入）が、令和3年の同期間の売上高と比較して20%以上減少していること （2）令和3年（1～12月）における年間売上高（事業収入）が120万円以上であること ※（1）と（2）をともに満たすこと。
<p>支給額</p>	<p>一律10万円</p>
<p>申請期間</p>	<p>令和4年12月受付開始予定</p>

(5) 那珂湊漁港におけるマサバ ICT 養殖実証の開始について

- 本県における養殖産業の創出に向け、11月8日に那珂湊漁港において ICT を活用したマサバの養殖実証を開始。
- 水中カメラやスマートフォン等の情報通信機器を活用し、魚の食欲に応じた給餌を遠隔で行うことで、事業コストの削減や労力の低減を図り、養殖事業の商業化の可能性を検証。
- また、周辺の漁業者に加え県立海洋高等学校の協力を得て、将来的な自動給餌を目標とした AI の育成、養殖いけすの巡回、給餌機へのエサ補給等の養殖作業を実施。



那珂湊漁港内の ICT 実証養殖いけす

(6) 第2回「いばらき米の極み頂上コンテスト」の開催

- 本県産米のおいしさを広くPRすることで、消費者及び実需者の認知度向上を図っていくため、県内で生産されるおいしいお米を選ぶ「いばらき米の極み頂上コンテスト」を、昨年に引き続き開催。

審査方法： 機器分析による1次審査、2次審査を経た上位6点について、審査員による最終審査会を実施し最優秀賞を決定

最終審査会： 令和4年12月8日(木) 水戸京成ホテル

審査員： 水戸京成ホテル総料理長、5ツ星お米マイスター、炊飯器メーカーの食味担当者等

表彰： 最優秀賞(ローズドール賞) 1点、
優秀賞(アルエット賞) 1点、優良賞(プリューネ賞) 1点

<参考>

第1回「いばらき米の極み頂上コンテスト」最優秀受賞米の取扱について

- 営業戦略部が中心となり、都内の米穀専門店や高級レストラン等への販路開拓に向けた営業を実施。
- 高い評価から営業先から令和4年産米の取扱希望が挙がるなどの結果、産地では受賞品種「ゆうだい21」の生産者数及び作付面積が増加。

※「ゆうだい21」の生産状況(R3 → R4)

- ・生産者： 5名 → 10名
- ・作付面積： 1.5ha → 4ha

(7) グリーンフェスティバル2022の開催

- 森林の役割や木材利用の大切さをPRするとともに、来年秋に本県で開催する第46回全国育樹祭に向けて開催機運を高めるため、那珂市で開催。

開催日 : 令和4年11月23日(水・祝)

会場 : 茨城県林業技術センター(那珂市)

主催 : グリーンフェスティバル2022実行委員会
(林業関係団体、地元自治体、県等で構成)

内容 : ・第46回全国育樹祭のPR
・森林湖沼環境税活用事業の紹介
・木工工作や丸太切りなどの体験
・高性能林業機械の展示・実演 など

主要事業等の概要（案）

農林水産部 農村計画課

事業名の名称	土地改良区省エネルギー化促進事業【新規】
1 予算額	346,500千円
2 現況・課題	<p>農業用水は、主に用水機場において、電力を利用してポンプを稼働し、高所に汲み上げられた後、用水路を通じ田畑へ安定的に供給されている。</p> <p>用水機場の管理は土地改良区が行っており、本県の田畑はその多くが、関東平野に広がる低平地に位置していることから、用水機場を有する土地改良区の割合は多く、全体の9割と、全国平均の6割を上回っている。</p> <p>土地改良区の経費に占める電気料金の割合は、これまで3割程度であったが、今般の電気料金の高騰により、4割を超える状況となり、厳しい運営状況となっている。</p>
3 必要性・ねらい	<p>土地改良区は農業用水の安定供給を行うとともに、地域の洪水防止などの公共的機能を有しており、日頃より安定的な経営のため、経費節減に取り組んでいるが、今般の電気料金の急激な高騰への対応や将来に向けての消費電力の削減が重要な課題となっている。このため、土地改良区が取り組む省エネ化を一層促進し、土地改良区の経営体質の強化を図る。</p>
4 事業の内容	<p>1 事業対象者 省エネ化計画を作成し、令和7年度までに消費電力量10%以上削減に取り組む県内の土地改良区</p> <p>2 事業内容 省エネ化に取り組む土地改良区が管理する農業水利施設の電気料金高騰に対する支援</p> <p>(対象経費) 令和4年4月から9月までの電気料金高騰額 ※令和3年4月から9月までの電気料金の実績値を基に値上率(55%)を乗じた額から、土地改良区の節電等自助努力分(10%相当)を差し引いた額</p> <p>3 補助率 1/2以内</p>
5 参考事項	<p>新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 (電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金)</p>



土地改良区省エネルギー化促進事業（新規）

【R4.11月補正予算額 346百万円】

農林水産部農地局農村計画課土地改良指導G（029-301-4142）

農業者の用水利用等に係る負担軽減と土地改良区の経営体質強化を図るため、省エネルギー化に取り組む土地改良区に対して、農業水利施設の電気料金高騰分を支援します。

【事業対象者】

省エネ化計画を作成し、令和7年度までに消費電力量10%以上削減に取り組む県内の土地改良区

【補助対象経費】

令和4年4月から9月までの農業水利施設の電気料金高騰額（※）

※令和3年4月から9月までの電気料金の実績値を基に、令和4年同期の電気料金値上率(55%)を乗じた額から、土地改良区の節電等自助努力分(10%相当)を差し引いた額

【補助率】

1 / 2 以内

土地改良区が管理する農業水利施設

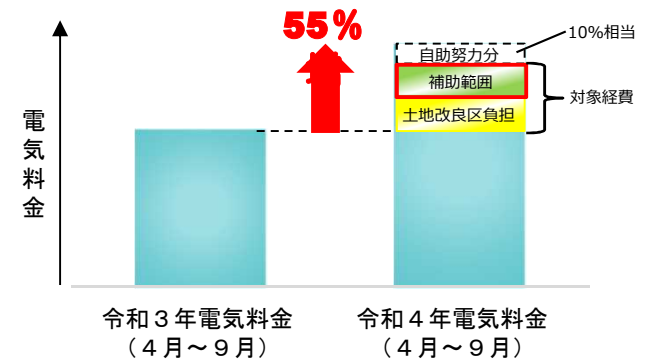


用水機場



用排水ポンプ設備

農業水利施設の電気料金高騰の状況



提出議案（条例は除く）の概要（案）

農林水産部 水産振興課

議案の名称	指定管理者の指定について(那珂湊漁港駐車場・那珂湊漁港水門)
1 予算額	—
2 提案理由	<p>令和4年度末をもって指定管理期間が満了する那珂湊漁港駐車場及び那珂湊漁港水門について、令和5年度以降の指定管理者の指定を行うとともに、併せて債務負担行為限度額を定めようとするもの。 (公募 指定期間5年間)</p>
3 議案の概要	<p>1 指定の内容</p> <p>(1) 公の施設の名称：那珂湊漁港駐車場 那珂湊漁港水門</p> <p>(2) 指定管理者候補者 那珂湊漁港駐車場：株式会社 暁恒産 代表取締役 根本 妃美子 那珂湊漁港水門：那珂湊漁業協同組合 代表理事組合長 磯前 昌宏</p> <p>(3) 指定の期間 令和5年4月1日から令和10年3月31日まで</p> <p>(4) 指定管理者に係る債務負担行為限度額 那珂湊漁港駐車場 77,000千円 那珂湊漁港水門 143,440千円</p> <p>2 募集の方法：公募</p>
4 根拠法令	<p>地方自治法第244条の2第6項</p> <p>〔普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。〕</p>
5 参考事項	<p>令和4年6月：第2回定例会において手続きの報告(常任委員会) 9月：指定申請書の受付 選定委員会の開催 11月：第4回定例会における指定の議決(予定) 令和5年4月：次期指定管理者による指定管理業務開始</p>